

土 木 事 務 所 長 殿

土 木 部 長

建築基準法第 12 条に基づく定期調査（検査）報告の取扱いについて（通知）

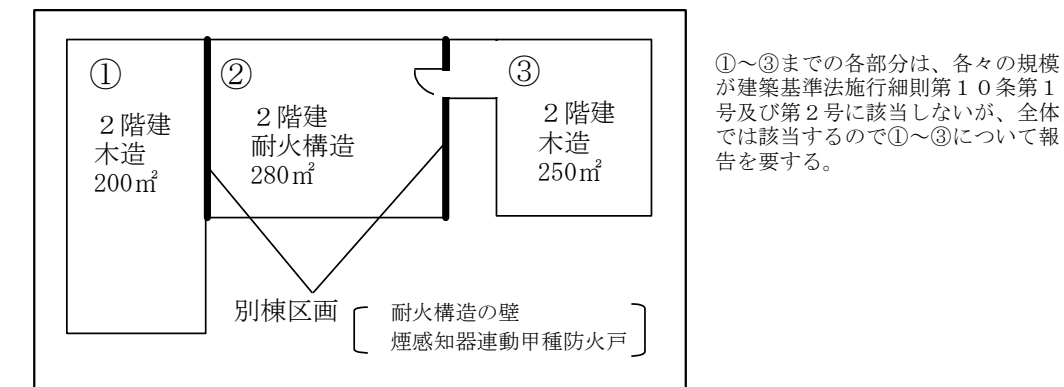
建築基準法第 12 条に基づく定期調査（検査）報告を要する建築物、建築設備及びその報告時期については、下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

記

1 対象建築物の取扱い

昭和 26 年 3 月 6 日付け住防発第 14 号（昭和 48 年 12 月 10 日付け住指発第 900 号により一部改正）による別棟解釈又はこれに準じた別棟の取扱いをした場合は、接続した建築物（棟）の全てを一の建築物とみなすこととする。

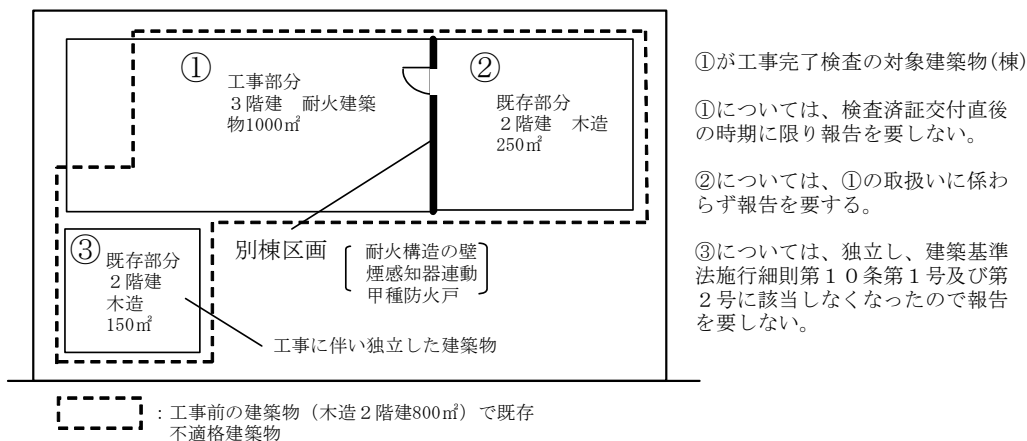
図：別棟区画をした場合の取扱い（例：旅館）



2 報告時期の取扱い

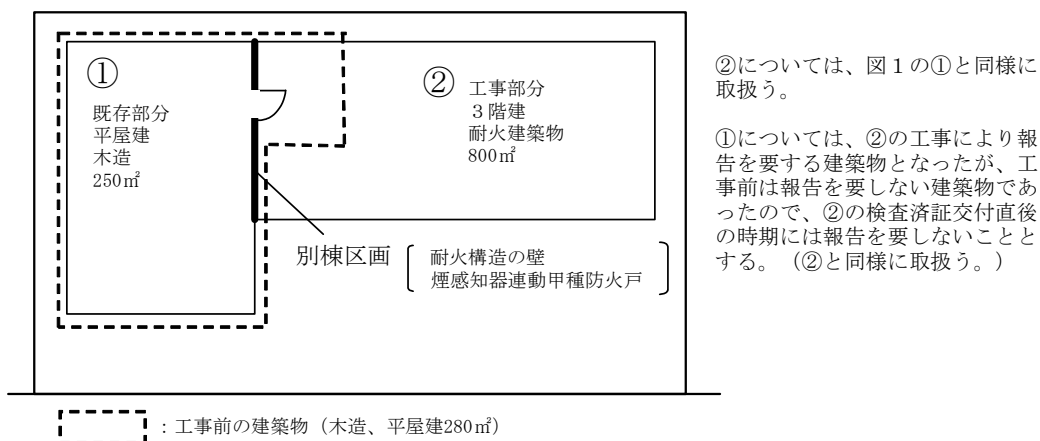
建築基準法施行規則第 5 条の規定により、新築又は改築（一部改築を除く。）に係る建築物で検査済証を交付した場合、その直後の時期は報告を要しないが、その他の工事又は用途変更に係る建築物で検査済証を交付した場合も工事完了検査の対象とした建築物（棟）に限りその直後の時期に報告を要しないこととする。

図1：工事又は用途変更をし、検査済証を交付した場合の取扱い  
(例：旅館)



- ①が工事完了検査の対象建築物(棟)
- ①については、検査済証交付直後の時期に限り報告を要しない。
- ②については、①の取扱いに係わらず報告を要する。
- ③については、独立し、建築基準法施行細則第10条第1号及び第2号に該当しなくなったので報告を要しない。

図2：同上



- ②については、図1の①と同様に取扱う。
- ①については、②の工事により報告を要する建築物となったが、工事前は報告を要しない建築物であったので、②の検査済証交付直後の時期には報告を要しないこととする。（②と同様に取扱う。）

### 3 建築設備の取扱い

建築設備（昇降機を除く。）については、前記の場合と同様に取り扱うこととする。